**鹿沼市給水装置工事標準仕様書(Ｒ６版)の主な改定内容及び注意事項(抜粋)**

**第３章　給水装置工事（Ｐ１０）**

第１節　給水装置工事申込書の作成（県内統一様式に基づく変更）(Ｐ１０)

1.（２）旧様式で設置場所としていた項目が工事場所になります。

　　２．（２）旧様式では申込書(表面)に記載していた材料表が平面図・立面図(裏面)

に記載になります。

第２節　給水装置工事の申込（Ｐ１１）

　２. 申込に伴う主な添付書類は次の各号のとおりとする。（Ｐ１２）

（３）建築確認済証の写し

　　　　違法建築物の調査確認のため、「給水装置を建築物に接続する場合(新設・改造)は、」及び、「ただし、現に居住の用に供する既存建築物については、この限りではない。」の文章を追記

建築確認済証の写し以外に「建築台帳等記載事項証明書の写し等」の文章

を追記

３. その他の添付書類（Ｐ１２）

　 (２）土地・家屋使用承諾書　給水支管設置承諾書（県内統一様式に基づく変更）

旧様式では土地・家屋使用承諾書と旧様式名給水装置分岐承諾書で分かれていましたが、土地・家屋使用承諾書　給水支管設置承諾書として１つの様式になります。

　第３節　給水装置工事の施工(Ｐ１４）

　　４．管明示工（Ｐ１５）の追記

　　　　道路管理者の指導により、公道区間においては、埋設シートの設置が義務付けにな

ります。

　第４節　工事完成検査（Ｐ１６）

　　２．提出写真（Ｐ１６）

　　 （３）埋設シート布設状況

　　　　　　埋設シート布設状況写真を提出してください。

　給水装置工事設計変更・取消届　(県内統一様式に基づく変更)

　　旧様式では給水装置工事変更届と旧様式名給水装置工事承認取下願で分かれていましたが、給水装置工事設計変更・取消届として１つの様式になります。

**※各種様式(Ｐ２８～)**

一覧表(新様式抜粋)　**※令和６年５月１日使用開始 (別紙参考添付)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 資　料　名 | 適　用　内　容 | ページ |
| 1 | 給水装置工事申込書  ※県内統一様式 | 申込するとき | 28 |
| 2 | 平面図・立面図  ※県内統一様式 | 申込するとき | 29 |
| 4 | 土地・家屋使用承諾書  給水支管設置承諾書  ※県内統一様式 | 土地や家屋の所有者が申込者以外の場合は、その所有者全員から承諾を得ること  市管理以外の給水管（私管、共同管等）から分岐する場合は、その所有者全員から承諾を得ること | 31 |
| 11 | 給水装置工事設計変更・取消届※県内統一様式 | 給水装置工事に変更が発生した場合  給水装置工事申込を取下げする場合 | 38 |

一覧表(旧様式抜粋)**※令和６年度末廃止予定**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 資　料　名 | 適　用　内　容 | ページ |
| 18 | 給水装置工事申込書  ※令和６年度末廃止予定 | 申込するとき | 45 |
| 19 | 土地・家屋使用承諾書  ※令和６年度末廃止予定 | 土地や家屋の所有者が申込者以外の場合は、その所有者全員から承諾を得ること | 47 |
| 20 | 給水装置分岐承諾書  ※令和６年度末廃止予定 | 市管理以外の給水管（私管、共同管等）から分岐する場合は、その所有者全員から承諾を得ること | 48 |
| 21 | 給水装置工事変更届  ※令和６年度末廃止予定 | 給水装置工事に変更が発生した場合  給水装置工事申込を取下げする場合 | 49 |
| 22 | 給水装置工事承認取下願  ※令和６年度末廃止予定 | 給水装置工事申込を取下げする場合 | 50 |